

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四七六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四七六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四七六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四七六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨 四七六
- 道路の区域を変更する件二件 四八二
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四八三

告示

福島県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所在地	指定年月日
西町調剤薬局		南相馬市原町区西町一丁目六七番地	令和六年八月一日

月館町歯科診療所	伊達市月館町布川字西原三二一	同年九月一日
訪問看護ステーション「くわの実」	伊達市月館町御代田字扶桑畑四二番地一	同年一〇月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所在地	廃止年月日
よしだ内科クリニック		白河市結城一三二一	令和六年六月三〇日
二瓶歯科医院		耶麻郡西会津町野沢字上原乙三三五	同年七月三十一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、馬場西地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
令和六年十月二日から
同 月二十一日まで（二十日間）
- 縦覧の場所
南相馬市役所

福島県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字南半田字大林六の二・一一の五・一一の六（以上三筆国有林）、六の一、一一の一、一一の九、一一の一〇、字西新林八の一から八の九まで、字上高田二七の一、二七の二二、二七の二三、字蛇沼五三
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字大林六の二・一一の五・一一の六（以上三筆国有林）、六の一
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字南半田字蛇沼一七、七四、字芹ノ沢後三一
- 三 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字南半田字黒山一一の二、一一の一
- 四 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 五 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字北半田字涌水一の一から一の三まで、字銀山西二四の一から二四の四まで、三九の一、三九の二、五二、七六、八一、字銀山南二二の一から二二の五まで、二五の一、二五の二、字押池一の二、一の六、一の八から一の一〇まで、

土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件

- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字南半田字輪奈手四、字大桐二二の一から二二の三まで、二二の六、二三の一、二三の二
- 五 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 六 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字北半田字大平一四、一九の一、二〇の一、二〇の三から二〇の一四まで、大字南半田字宮沢一の一から一の三まで
- 六 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 七 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達郡桑折町大字北半田字涌水一の一から一の三まで、字銀山西二四の一から二四の四まで、三九の一、三九の二、五二、七六、八一、字銀山南二二の一から二二の五まで、二五の一、二五の二、字押池一の二、一の六、一の八から一の一〇まで、

- 三の二から三の三まで、大字南半田字二ツ石四二の一、四一の四、字下二ツ石三二の二から三二の一まで、字宮沢一六、一七の一、一七の六、一七の七、一七の一から一七の一四まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字北半田字世例一、字鳩胸一、字押池一の一、一の三から一の五まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字南半田字上高田八の三、八の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次のとおりとする。
- 伊達郡桑折町大字南半田字風越一の一、一の三から一の九まで、字湧水二の一、二の一、二の一の四、二の一の二六から二の一の二五まで、二の一の二六(次の図に示す部分に限る。)、二の一の二七から二の一の三九まで、二の一の四二から二の一の五〇まで、字宮沢一五の一から一五の四まで、一五の六から一五の一〇まで、一八の一、一八の二、一八の五、一八の六、字鎌研九の一から九の六まで、一〇、二〇、字蛇沼五五の一、五五の二、五五の四、五五の五、字山田三九の一、三九の七から三九の一四まで、三九の一七から三九の二四まで、字芹ノ沢後二六の一から二六の五まで、三〇、字上高田二八、字二ツ石一四、大字北半田字戸沢町三七の二から三七の四まで、三八の一、三八の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字南半田字上高田二二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字万正寺字北向二の二、五の一、五の三から五の五まで、六、七の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 伊達郡桑折町大字南半田字駿河館三二の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第五百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和六年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字川石田四
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 福島市佐原字一金坪八の一から八の一まで、八の二三、八の一七
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 福島市佐原字二金坪二四の一、二五の四、二五の一三、二七の一、二七の二
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 福島市佐原字六金坪一九の一、二〇の二、二〇の三、二二
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第五百五十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和六年十月一日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで	変更前 A 九・二〇 五四・一	A 九・二〇 五四・一	二、一九六・二
	大沼郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	変更前 B 五・八〇 一五八・八	B 五・八〇 一五八・八	九、六九八・〇
	大沼郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	変更前 C 一三・八〇 三六・五	C 一三・八〇 三六・五	四七・一・四
	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで	変更前 D 九・二〇 六七・四	D 九・二〇 六七・四	四、八七三・八
	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七	変更後 A 九・二〇 五四・一	A 九・二〇 五四・一	二、一九六・二

九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先まで 大沼郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	B 七・二〇 一五八・八	五、八八〇・三
大沼郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	C 一三・八〇 三六・五	四七・一・四
大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和中村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで	D 九・二〇 六七・四	四、八七三・八

(道路計画課)

福島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字 沼新田乙二五七番地先 から	変更前 一三二・四〇 六一・一	一三二・四〇 六一・一	一四七・〇

公 告

公告第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十月一日

福島県知事 内堀雅雄

同 郡同 町下谷字 沼尻乙三四番二地先ま で	変更後	一三二・四 六一・一	一四七・〇
------------------------------	-----	---------------	-------

（道路計画課）

土地改良区の名称
高郷土地改良区
退任した役員
氏名

理事 齋藤 信一

同 田代 守弘

同 須藤 秀泰

同 佐藤 健一

同 清野 利夫

同 宮澤 正江

同 加藤 順一郎

同 佐藤 園博

同 田口 康平

同 永島 浩幸

同 齋藤 辰雄

同 渡部 健一

同 福地 善記

就任した役員
氏名

理事 上野 信夫

同 佐藤 園博

同 棚木 新栄

同 齋藤 利成

同 清野 利夫

同 鈴木 榮

住所

喜多方市高郷町大田賀字東羽賀六二二七番地

同 市高郷町上郷字惣利丁二四六番地

同 市高郷町峯字漆窪乙四一九番地

同 市高郷町大田賀字南原二七〇六番地

同 市高郷町川井字下川井一四六四番地

同 市高郷町警見字塔ノ窪甲八五番地

同 市高郷町西羽賀字西羽賀二四九五番地二

同 市高郷町塩坪字谷地田原一七三番地

同 市高郷町夏井字夏井三八二九番地

同 市高郷町大田賀字沖中甲一〇五六番地

同 市高郷町西羽賀字西羽賀二五四五番地の一

同 市高郷町川井字八幡下二一一番地

同 市高郷町揚津字東ノ沢丁五九〇番地

住所

喜多方市高郷町揚津字赤岩上丙二二二番地

同 市高郷町塩坪字谷地田原一七三番地

同 市高郷町大田賀字西海枝一一九六番地

同 市高郷町西羽賀字西羽賀二五五〇番地

同 市高郷町川井字下川井一四六四番地

同 市高郷町夏井字夏井三九一五番地

同 木須 文榮
同 國分 政喜
同 田代 恒美
同 増子 公司
同 宮澤 正江
同 赤城 文弘
同 須藤 栄一

同 市高郷町大田賀字大原二八〇六番地
同 市高郷町大田賀字東羽賀六二九六番地
同 市高郷町上郷字間々下丁三九六番地の三
同 市高郷町池ノ原字池ノ原一五番地
同 市高郷町警見字塔ノ窪甲八五番地
同 市高郷町夏井字夏井三八六八番地
同 市高郷町夏井字狐塚三四八三番地の七

（農村計画課）